

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）

現 行	改正案
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第39条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>平成15年3月14日 横浜市告示第89号 <u>一部改正 平成21年9月15日 横浜市告示第321号</u> <u>最近改正 平成24年9月25日 横浜市告示第533号</u> <u>(改正施行 平成24年10月1日)</u></p> <p>事業者は、条例第38条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための事項を実施するに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。 （1から6まで省略）</p> <p>7 騒音及び振動の低減</p> <p>(1) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、より低騒音又は低振動のものを採用すること。</p> <p>(2) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、遮音性の高い建物内に設置するとともに、消音器、防音カバー、防音壁の設置、防振ゴムの採用、基礎を堅固なものにする等の対策を講ずること。</p> <p>(3) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、周辺地域への騒音又は振動を減衰するため、敷地境界から離れた位置に配置すること。</p> <p>(4) 駐車場の設置にあたっては、隣地への騒音、排気、景観や目隠しを兼ねた緑化等に配慮すること。特に、機械式駐車場を設置する場合には、隣地への騒音低減のため離隔距離を確保し、防音壁等の設置に努めること。</p> <p>（8から10まで省略）</p>	<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第39条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>平成15年3月14日 横浜市告示第89号</p> <p><u>最近改正 平成31年3月29日 横浜市告示第169号</u> <u>(改正施行 平成31年4月1日)</u></p> <p>事業者は、条例第38条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための事項を実施するに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。 （1から6まで省略）</p> <p>7 騒音及び振動の低減</p> <p>(1) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、より低騒音又は低振動のものを採用すること。</p> <p>(2) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、遮音性の高い建物内に設置するとともに、消音器、防音カバー、防音壁の設置、防振ゴムの採用、基礎を堅固なものにする等の対策を講ずること。</p> <p>(3) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、周辺地域への騒音又は振動を減衰するため、敷地の境界から離れた位置に配置すること。</p> <p>(4) 駐車場の設置にあたっては、隣地への騒音、排気、景観や目隠しを兼ねた緑化等に配慮すること。特に、機械式駐車場を設置する場合には、隣地への騒音低減のため離隔距離を確保し、防音壁等の設置に努めること。</p> <p>（8から10まで省略）</p>